

浦 監 第 125 号
平成 28 年 7 月 28 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 秋 葉 要

平成 27 年度定期監査（こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 27 年度定期監査（こども部）の結果報告書

1 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

こども部

3 監査の実施期間

平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 7 月 7 日

4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

また、幼稚園（2 園）及び認定こども園（4 園）の現地監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

また、このほか、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、別途、注意し改善を求めた。

(1) 幼稚園・認定こども園現地監査

①現金の出納（出納簿と通帳の確認等）

ア 幼稚園等で取り扱っている保護者等から徴収する教材費等の費用について、前回の現地監査（平成 25 年 11 月）において、金銭出納簿の記載と預金通帳の収支との関連が十分把握できないことから、改善事項として適正な事務処理に努めるよう求めたところである。しかしながら、今回の現地監査においても同様の結果であった。

「学校徴収金事務処理マニュアル」（平成 17 年 7 月）に基づき、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。（指摘事項）

イ 前回の現地監査（平成 25 年 11 月）において、会計ごとに通帳及び金銭出納簿で処理されていないものがあつた。一会計ごとに独立させて処理することを基本としている現在のマニュアルについては、預金通帳の作成など実情に即していない点も見受けられることから、実態を把握したうえで、マニュアルの改善も検討するよう改善事項として求めたところである。しかしながら、今回の現地監査においても同様の結果であった。

今後は、実態を把握し、マニュアルの改善も含め検討されたい。

(指摘事項)

ウ 前回の現地監査（平成 25 年 11 月）において、職員による費用の立替が行われている園が見受けられたことから、改善事項として適正な事務処理を行うよう求めたところである。しかしながら、今回の現地監査においても職員による費用の立替が行われている園があった。

今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。(指摘事項)

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。